

あぶくま高原道路管理委託特記仕様書

第1章 目的

(目的)

第1条

- 1 本仕様書は、福島県道路公社が発注する「あぶくま高原道路」の管理委託に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。
- 2 本仕様書と図面等の間に相違がある場合は、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 3 設計図書及び本仕様書に記載の無い事項については、土木工事共通仕様書（福島県土木部監修）による。

第2章 委託区域

(委託区域)

第2条

本業務の委託区域は次の通りとする。

- | | | |
|-----|-------|---|
| 本線1 | 道路名 | あぶくま高原道路 1～3工区（矢吹IC～福島空港IC） |
| 2 | 道路延長 | 13.6km（3.9km+6.6km+3.1km） |
| 3 | 道路の位置 | 起点 西白河郡矢吹町赤沢（矢吹インターチェンジ） 終点 石川郡玉川村大字吉（福島空港インターチェンジ） |
| 取付1 | 道路名 | 主要地方道 古殿須賀川線 |
| 2 | 道路延長 | 0.8km |
| 3 | 道路の位置 | 起点 石川郡玉川村大字吉（福島空港インターチェンジ） 終点 石川郡玉川村大字南須釜（矢吹小野線交差点部） |

第3章 料金収受

(収受時間)

第3条

料金収受時間は、終日とする。

(収受員)

第4条

- 1 料金を収受する収受員は業務量に応じた1名以上の人員を適切に配置し、円滑かつ適正に業務を処理するとともに利用者に対する正確な情報の提供、懇切な対応など良好なサービスの提供に努めること。
- 2 料金収受業務を総括、管理する責任者を定め、届けること。
- 3 受託者は道路公社の承認を得て制服、名札を料金収受員に着用させるものとし、常に清潔を心がけること。
- 4 ゴールデンウィークやお盆等で想定以上の混雑が予想される場合の収受業務及び定期点検又は機器の修繕等に伴う収受業務において、当初積算した収受員で対応できないと想定される場合の収受員の増員については、事前に監督員と協議しその指示により増員したのものについて積算数量変更の対象とする。
また、落雷等により料金収受機器が故障するなど事前に予想し難い状況が発生したことに伴い収受員を増員する必要性が生じた場合の増員については、監督員に連絡のうえその指示により収受員を増員したのものについて収受員（緊急増員）として積算数量変更の対象とする。
- 5 料金収受員は、日毎に収入日計表を作成すること。また、月の上旬、中旬、下旬毎に集計作業を

行い、必要書類を提出すること。

(ホームページ更新業務)

第5条

- 1 道路公社のホームページに掲載している道路交通情報や天候など、有料道路に関する情報の更新を4月1日から3月31日の期間の内、土日曜日及び休日と年末年始の12月29日から1月3日の期間に行うこと。
- 2 更新にあたっては、最新の情報を提供するため、1日2回の定時更新及び臨時の更新を行うこと。更新の内容は、別紙「ホームページの気象情報等更新要領」のとおり。

(その他)

第6条

- 1 降雪、降雨、災害、交通事故、その他の事由により道路を通行止とした場合、又は、公社理事長の指定する監督員の指示があった場合は、料金收受業務は行わないものとする。ただし、通行止解除を見越した料金収受体制の整備等については監督員の指示に従うこと。
- 2 業務に関し本仕様書による外は、「有料道路受託者料金収受事務処理要領」及び「福島県道路公社料金収受員業務マニュアル」による。
- 3 料金所及びその周辺の環境美化に努めること。
- 4 積雪時には、台数計測周辺の雪かきを実施すること。

第4章 交通管理

(管理時間)

第7条

交通管理時間は、終日とする。

(管理員)

第8条

- 1 交通管理員は、交通巡視員と情報連絡員からなる。
- 2 交通管理員は、情報連絡員1人(終日)と交通巡視員2人(8時30分～21時00分)で行くこととし、管理区域内に8時30分～21時00分は3人以上駐在する(作業中の者を含む)ものとする。また、事故等の異常事態が発生したときは、2人以上で、その事態に対応できる人員を確保する。ただし、毎週火曜日と木曜日(8月14、16日、1月3日、及び休日は除く)の8時30分から17時は、交通巡視員1名は道路公社職員とする。
- 3 交通巡視員と情報連絡員は相互に業務を兼ねることができる。
- 4 交通管理員が、交通管理業務に支障のない範囲で料金收受業務に従事することは妨げない。
- 5 交通管理員が、交通管理業務に支障のない範囲で本道路の他の管理業務に従事することは妨げない。
- 6 交通管理員は、甲が発行する資格証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(情報連絡)

第9条

- 1 情報連絡員は、あぶくま高原有料道路管理事務所に駐在するものとする。事故等の異常時にはCCTVカメラ、気象観測装置、パトロール車からの無線等の各装置及び必要に応じ外部からの情報を入手し、迅速適切な情報提供により車両の安全を確保しなければならない。
- 2 情報連絡員は、電話等からの通報を受けた時は、交通巡視員と連絡を取り、速やかに事態の解消に努めなければならない。
- 3 情報連絡員は、道路の状況により道路の利用者へ早急に通知しなければならない情報がある場合

は、道路情報板の操作を行うことができる。

- 4 情報連絡員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したとき及び必要があると認められる場合、福島県道路公社事務局長に報告し、指示を受け、他の管理業務に従事することが出来る。
- 5 情報連絡員が、情報連絡業務に支障のない範囲で料金收受業務に従事することは妨げない。

(交通巡視)

第10条

- 1 交通巡視員は、通常時パトロールの他、8時30分から21時までの間、通常時パトロールに、支障のない範囲で、異常時パトロール、異常時の交通管理、通報等のあった路上障害物の除去、故障車・事故車両等の離脱までの後尾警戒、雪氷作業必要時の路面状況確認等を行なう。
- 2 通常パトロールの1～3工区及び古殿須賀川線は、昼間2回(午前1回・午後1回)、夜間1回の1日3回行う。
- 3 パトロールは2人で行うことを原則とする。
- 4 パトロールにより異常を発見した場合は、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行い、また、場合によっては情報連絡員と連絡を取り、道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。なお、速やかに解消できない異常については、福島県道路公社事務局長に報告し、指示を受けなければならない。
- 5 交通巡視員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、福島県道路公社事務局長に報告し、指示を受けなければならない。
- 6 以上を、通常交通管理業務とする。

(緊急出動)

第11条

- 1 緊急出動は、通常交通管理業務以外に必要な交通管理員の出動とする。
- 2 通常交通管理業務以外に交通管理員の出動が必要な場合は次のとおりとする。
 - ・ 事故等により、本線上において交通規制が必要となり、通常交通管理業務で対応出来ないとき。
 - ・ 大雨警報等が発令され、通常交通管理業務で対応出来ないとき。
 - ・ 本線上の道路管理において、片側交互通行等の必要が生じたとき。
 - ・ 除雪作業等本線上の作業において、後尾警戒の必要が生じたとき。
 - ・ 情報連絡及びモニターの監視として要請があった場合。
 - ・ 福島県道路公社事務局長が緊急出動の必要があると認めたとき。
- 3 出動前30分(打合せ)及び出動後30分(後片付け、書類作成)を計上する。
時間の積算については、平日昼間(8:00～17:00)、平日時間外(17:00～22:00)、平日深夜(22:00～翌5:00)、休日(5:00～22:00)、休日深夜(22:00～翌5:00)の区分ごとに計算する。なお、休日とは、福島県の休日を定める条例に基づく、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とし、それぞれの日の0時から24時までとする。
- 4 交通誘導員A・交通誘導員Bの出動が必要な場合は、交通誘導員A・交通誘導員Bの出動とする。

(貸与車両等)

第12条

- 1 道路パトロール車は貸与とする。
- 2 交通管理に用する物品は、貸与または支給を原則とする。

(その他)

第13条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

第5章 道路維持

(道路清掃)

第14条

- 1 路面清掃は、本線上の粉塵等を路面清掃車により清掃する作業とする。
- 2 域内清掃は、IC部（車両の通行の無い部分）、道路予定区域部、法面部等のゴミを拾い集める作業とする。
- 3 集水桝清掃は、道路に付属する集水桝の土砂や枯草等を処理する作業とする。
- 4 トンネル照明清掃は、トンネル照明の清掃及びランプ交換をする作業とする。

(除草工)

第15条

除草工は、路肩の除草、IC部（車両の通行の無い部分）、法面部（路肩より法長2 m幅、構造物周り）の除草を行うものとする。

(植栽管理工)

第16条

植栽管理工は、道路植栽の防除、剪定をする作業とする。

(貸与車両)

第17条

- 1 路面清掃に使用する路面清掃車は貸与する。
- 2 ゴミ集積に使用するトラックは貸与する。
- 3 その他の業務に使用する車両等は請負者が持ち込む。

(貸与品)

第18条

道路維持作業において、次の品目については貸与または支給とする。

- 1 各種注意及び規制標識
- 2 ガードマンロボット(1基)
- 3 警告灯
- 4 回転灯
- 5 矢印板
- 6 セフティーラバーコーン
- 7 デリネーター
- 8 補修用舗装材
- 9 発煙筒

(その他)

第19条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

第6章 道路補修

(作業内容)

第20条

道路補修は、突発的な事故による補修や経年の老朽化による補修等の軽微なもの(パッチング区画線、ガードレール等)について行うものとする。補修項目については監督員と協議し、決定するものとする。

(貸与品)

第21条

道路補修作業においても、第18条に掲げた物品は貸与または支給とする。

(その他)

第22条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

第7章 雪氷対策

(雪氷工)

第23条

- 1 雪氷工は、路面凍結の可能性がある場合に凍結防止剤を散布する作業をいう。
- 2 凍結防止剤散布は、次の場合に出動する。
 - ・パトロールの結果、凍結の可能性があると判断されたとき。
 - ・気象観測装置及びその他の気象情報のデーターから、凍結の可能性があると判断したとき。
 - ・福島県道路公社事務局長が凍結防止剤の散布が必要と認めたとき。
- 3 実績は、下記のとおりとする。
 - ・年度始めの稼働時間前の暖機運転等は30分、2回目以降は稼働前の15分とする。
 - また、稼働後の暖機運転等は15分とする。
 - ・1日に2回以上出動する場合は稼働毎に計上する。
 - ・連続不稼働2週間を超えた場合の稼働時間前の暖機運転は、30分とする。
 - ・出動前30分(打合せ)及び出動後30分(後片付け、書類作成)から暖機運転計上分を引いた時間を緊急出動分として計上する。時間の積算については、1ヶ月ごとの稼働延べ時間とし、平日昼間(8:00～17:00)、平日時間外(5:00～8:00、17:00～22:00)、平日深夜(22:00～5:00)、休日(5:00～22:00)、休日深夜(22:00～5:00)の区分ごとに計算し、月単位で合計ののち、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。なお、休日とは、福島県の休日を定める条例に基づく、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とし、それぞれの日の0時から24時までとする。
- 4 雪氷工作業者の安全運転の徹底を図り、雪氷工機械は、運転手と助手の二人体制とする。

(除雪工)

第24条

- 1 除雪工は、除雪トラックによる本線除雪(インターチェンジを含む)作業をいう。
- 2 除雪トラックは、次の場合に出動する。
 - ・パトロールの結果、除雪が必要と判断されたとき。
 - ・気象観測装置及びその他の気象情報のデーターから、除雪が必要と判断したとき。
 - ・1～3工区は、あぶくま高原有料道路管理事務所前で5cmの積雪を計測したとき。
 - ・福島県道路公社事務局長が除雪が必要と認めたとき。
- 3 実績は、下記のとおりとする。
 - ・年度始めの稼働時間前の暖機運転等は30分、2回目以降は稼働前の15分とする。
 - また、稼働後の暖機運転等は15分とする。
 - ・1日に2回以上出動する場合は稼働毎に計上する。
 - ・連続不稼働2週間を超えた場合の稼働時間前の暖機運転は、30分とする。
 - ・出動前30分(打合せ)及び出動後30分(後片付け、書類作成)から暖機運転計上分を引いた時間を緊急出動分として計上する。時間の積算については、1ヶ月ごとの稼働延べ時間とし、平日昼間(8:00～17:00)、平日

時間外(5:00～8:00、17:00～22:00)、平日深夜(22:00～5:00)、休日(5:00～22:00)、休日深夜(22:00～5:00)の区分ごとに計算し、月単位で合計ののち、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。なお、休日とは、福島県の休日を定める条例に基づく、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とし、それぞれの日の0時から24時までとする。

- 4 除雪作業者の安全運転の徹底を図り、除雪機械は、運転手と助手の二人体制とし、標識車又はパトロール車による後尾警戒を行うものとする。なお、後尾警戒は、運転手と普通作業員の二人体制とする。

(貸与車両等)

第25条

- 1 凍結防止剤散布車、及び除雪トラックは貸与とする。
- 2 雪氷対策作業に必要な標識車は貸与とする。

(支給品)

第26条

雪氷対策作業において、凍結防止散布剤については支給とする。

(その他)

第27条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

第8章 その他

(貸与車両)

第28条

- 1 貸与車両の規格は次の通りである。
 - ・道路巡回車(パトロール車):1台
2,000cc ステーションワゴンLED標識搭載、無線機搭載
 - ・除雪車:2台
10t級キャブオーバー型トラック、除雪幅3.7m、無線機搭載
 - ・凍結防止剤散布車:1台
4t級トラック、容量2.0m³、無線機搭載
 - ・標識車:2台
2t級キャブオーバー型トラック、LED標識搭載、無線機搭載
 - ・路面清掃車(真空式):1台
7t級キャブオーバー型トラック、無線機搭載
 - ・作業車(トラック):1台
2.75t級キャブオーバー型トラック、無線機搭載
- 2 貸与車両の燃料費は発注者が支払う。
- 3 軽微な車両の修繕は請負者の負担とする。

(端数処理)

第29条

月単位で合計する、時間を単位とする工種における数量の端数については、合計した後、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。